**所得税・市県民税の申告相談**

問い合わせ 税務課市民税担当　電話23-2148

　 　　　　各総合支所市民福祉課税務担当

　 　　　　松山　電話55-2114　三本木　電話52-2113　鹿島台　電話56-7114

　 　　　　岩出山　電話72-1212　鳴子温泉　電話82-2019　田尻　電話39-1114

　令和4年分所得の申告相談を開催します。市の申告会場は、令和5年1月1日現在、大崎市に住所がある人で、申告が必要な人が対象です。円滑な申告を行うため、事前に書類などを準備してください。

**開催期間**

**2月8日（水曜日）～3月15日（水曜日）**

※会場ごとに開催期間が異なります。詳しくは、8・9ページの申告日程で確認してください。

**申告会場に持参するもの**

１ マイナンバーカード（個人番号カード）の原本

※マイナンバーカードを持っていない人は、①申告者本人のマイナンバーが確認できる書類（通　知カードやマイナンバー記載の住民票）と②本人確認書類（運転免許証など）が必要です。

２ 本人名義の預金通帳または口座番号が分かるもの

３ 所得税の申告・各種控除を受けるために必要な書類（7ページ上段参照）

**所得税の申告が必要ない人**

１ 1カ所からの給与収入（2千万円以下）のみで、年末調整が済んでおり、各種控除の追加または変更を行わない人

２ 公的年金などの収入（400万円以下）のみで、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除に追加または変更を行わない人

３ 収入がない人

※ただし、各種証明書や児童扶養手当受給、介護・障害福祉サービスなどの申請手続きで市県民税の申告が必要となる場合があります。

※税務署や国税電子申告（e-Tax）で所得税の申告を行う人は、改めて市役所で申告を行う必要はありません。

筆記用具は、なるべく持参してください

**郵送による申告**

申告期間中であれば、申告書を郵送で提出することができます。

受付期間　3月15日（水曜日）まで（当日消印有効）

必要書類　申告書、マイナンバーが確認できる書類の写し、本人確認書類（運転免許証など）の写し、申告する所得および各種控除を受けるために必要な書類（7ページ参照）

※不明な点や、所得税の申告に関することは古川税務署（電話22-1711）へ、市県民税の申告に関することは市役所税務課（電話23-2148）へ問い合わせください。

**■所得税の申告書入手先**

国税庁ウェブサイト（https://www.nta.go.jp/）または古川税務署

郵送先　989-6185 大崎市古川旭6-2-15 古川税務署 あて

※国税庁ウェブサイト内「確定申告書等作成コーナー」では、申告書の作成、国税電子申告（e-Tax）ができます。国税電子申告を利用する場合はマイナンバーカードとICカードの読み取り機器が必要です。持っていない人は、税務署窓口で発行される「ID・パスワード」が必要です。

**■市県民税の申告書入手・配布先**

市ウェブサイト(https://www.city.osaki.miyagi.jp/shisei/soshikikarasagasu/somubu/zeimuka/5/2

/5/10415.html)または税務課市民税担当、各総合支所市民福祉課税務担当

郵送先　989-6188 大崎市古川七日町1-1 税務課市民税担当 あて

**所得税の申告に必要な書類**

**■給与所得や雑所得（公的年金等）がある人**

・源泉徴収票など（源泉徴収票がない場合は、申告が受けられない場合があります。）

**■営業所得・農業所得・不動産所得がある人**

共通　収支内訳書または収支計算書（各種帳簿、領収書などを基にまとめたもの）

※レシートや通帳などの提示での申告はできません。

営業所得　報酬、料金、契約金、賃金の支払調書

不動産所得　貸与先と賃借料の明細書、不動産の使用料等支払調書

農業所得　家畜などを出荷（販売）した証明書、各種交付金の証明書、経営所得安定対策に係る交付決定通知書

**■その他所得がある人**

・保険の満期返戻金などの支払調書（一時所得）

・個人年金支払証明書やシルバー人材センター発行の配分金支払証明書（雑所得）

・土地、建物の売買契約書や不動産などの譲り受けの対価の支払調書（譲渡所得）

・その他、令和4年中に得た収入額が分かる書類

**各種控除を受けるために必要な種類**

**■医療費控除**

・医療費控除の明細書またはセルフメディケーション税制の明細書など

・ 生命保険や高額療養費などで補てんされた金額が分かる書類

・ セルフメディケーション税制を選択する場合は、その取り組み内容が確認できる書類

※医療費控除を受ける場合は、必ず医療費控除の明細書またはセルフメディケーション税制の明細を作成し、持参してください。

**■社会保険料控除**

・各種保険料（税）領収書や控除証明書

**■障害者控除**

・各種障害者手帳、障害者控除対象者認定書など

**■生命・地震保険料控除**

・保険会社などからの各種控除証明書

**■寄附金控除**

・都道府県や市町村などへ寄附した際の受領証明書

**■雑損失の繰越控除**

・前年作成した確定申告書第4表（損失申告用）の控え

**雑損控除に係る相談会**

　「令和4年3月16日福島県沖地震」および「令和4年7月豪雨」で被災された人（り災証明書の区分が準半壊以上の人）を対象に、雑損控除等の計算明細書作成支援を行います。

　対象と思われる人には、個別に通知しますので、該当する日程で相談をしてください。

※り災証明書の判定区分が一部損壊の人は、市ウェブサイトや、国税庁のウェブサイトで雑損控除対象の判定を　し、確認願います。判定の結果、雑損控除の対象となった場合は、確定申告をすることによって、雑損控除を適用できる場合がありますので、市役所税務課市民税担当または、古川税務署へ相談願います。

■古川会場

・日時　1月30日（月曜日）、31日（火曜日）　10時～17時（受付時間9時30分～15時30分）

・場所　地域交流センター（あすも）　2階研修室

■鹿島台会場

・日時　2月2日（木曜日）　10時～17時（受付時間9時30分～15時30分）

・場所　鹿島台総合支所　2階中会議室

■持参する物

❶被害を受けた資産に関する書類（取得年月日、取得価格、修繕費、取り壊し費用、除去費用などが分かる書類）❷被害を受けた資産について、受け取る保険金などの金額が分かる書類❸市町村から交付されたり災証明書❹令和4年分の所得金額や所得控除額が分かる書類（上段参照）

**各会場の日程**

※各会場、最終日の受付は15時までです。

　申告相談時の新型コロナウイルス感染症対策について

　・マスク着用の徹底、手指のアルコール消毒など協力ください。

　・待合室の人数制限を行いますので、既定の人数に達した際は、車内などで待機してもらう場合があります。

■午前の部

　受付時間　8時30分～11時（9時相談開始）

■午後の部

　受付時間　11時～16時（13時相談開始）

**古川地域**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **会場** | **日時** | | **対象行政区** |
| **大崎市民会館中ホール** | 2月14日（火曜日） | 午前 | 矢目、北引田、南引田、堀込、猪狩、中沢、柳原、北谷地 |
| 午後 | 堤根、古川新田、飯川上、飯川下、渋井 |
| 15日（水曜日） | 午前 | 成田、向三丁目、大崎北、大崎中、新田南 |
| 午後 | 三丁目、大崎南、新田西、新田東 |
| 16日（木曜日） | 午前 | 新田中、大西、新堀、耳取、柏崎、氷室 |
| 午後 | 上中目、西古川駅前、斎下、保柳、荒田目 |
| 17日（金曜日） | 午前 | 休塚西、休塚東、狐塚、馬放、長岡針、渕尻 |
| 午後 | 富長西、富長東、上埣、馬櫛、下谷地 |
| 20日（月曜日） | 午前 | 桜ノ目下、桜ノ目上、桜ノ目北、川熊南、川熊北 |
| 午後 | 小林下、小林上、宮沢南、宮沢中、宮沢北 |
| 21日（火曜日） | 午前 | 北宮沢表、北宮沢裏、元清滝 |
| 午後 | 雨生沢、下清水沢、上清水沢 |
| 22日（水曜日） | 午前 | 小野第一、小野第二、沢田下 |
| 午後 | 小野第三、小野第四、小野第五、沢田上 |
| 24日（金曜日） | 午前 | 楡木、下中目一、師山 |
| 午後 | 下中目二、石森、宮内 |
| 27日（月曜日） | 午前 | 荒谷第一、荒谷第二、荒谷第三、荒谷第四 |
| 午後 | 長岡、境野宮、深沼、桑針、古川谷地中 |
| 28日（火曜日） | 午前 | 稲葉東一、稲葉東二、稲葉東三 |
| 午後 | 大幡南、大幡東、大幡西、駅南団地、福沼一、福沼二、福沼三 |
| 3月1日（水曜日） | 午前 | 荒川小金丁、十日町、七日町、前田町、北町北一、北町北二 |
| 午後 | 北町南、北町中、浦町西、浦町東、稲葉中 |
| 2日（木曜日） | 午前 | 稲葉西、西荒井上、諏訪西、諏訪中、諏訪東 |
| 午後 | 西荒井北、西荒井南、米袋 |
| 3日（金曜日） | 午前 | 南町北、南町南、南町西、古川南新町、畑中北一、畑中北二、畑中南 |
| 午後 | 栄町、稲葉北一、稲葉北二、稲葉南、古川駅前 |
| 5日（日曜日） | 午前・午後 | 古川地域全地区（給与所得者などで平日の申告が困難な人） |
| 6日（月曜日） | 午前 | 塚目南、塚目北、川端、鶴ヶ埣、本鹿島 |
| 午後 | 穂波、小泉、宮袋、若葉 |
| 7日（火曜日） | 午前 | 江合本町、江合寿町、江合錦町 |
| 午後 | 中里南第一、中里南第二、中里南第三 |
| 8日（水曜日） | 午前 | 千手寺町、古川横町、三日町北、三日町南、東町 |
| 午後 | 新稲葉、古川台町、西館東、西館中、竹ノ内、二ノ構 |
| 9日（木曜日） | 午前 | 神田、李埣東、蓑口沼 |
| 午後 | 上古川、馬寄、中里中、中里北 |
| 10日（金曜日） | 午前 | 福浦一、福浦二、福浦三、米倉北、米倉南 |
| 午後 | 城西、大江向、李埣西一、李埣西二 |
| 13日（月曜日）・14日（火曜日）・15日（水曜日） | 午前・午後 | 大崎市内全地域 |

**松山地域**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **会場** | **期日** | **対象行政区** |
| **松山総合支所** | 2月 8日（水曜日） | 入町、松山横町、町、茶釜台、金ケ崎 |
| 9日（木曜日） | 上野、広岡 |
| 10日（金曜日） | 文化丁、松山台町、新丁、金谷 |
| 13日（月曜日） | 竹の花、山王 |
| 14日（火曜日） | 松山駅前、長尾 |
| 15日（水曜日） | 駅前二、駅前中、松山新田 |
| 16日（木曜日） | 野田、須摩屋 |
| 17日（金曜日） | 次橋、鍋田、境、上志引、松山中谷地、下志引、花ケ崎、下沢、太夫沢 |
| 19日（日曜日） | 松山地域全地区（給与所得者などで平日の申告が困難な人） |

**三本木地域**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **会場** | **期日** | **対象行政区** |
| **三本木総合支所** | 2月 8日（水曜日） | 三本木新町 |
| 9日（木曜日） | 三本木南新町、混内山 |
| 10日（金曜日） | 三本木南町、伊賀 |
| 13日（月曜日） | 三本木北町、仲町 |
| 14日（火曜日） | 斉田、音無、坂本、蟻ケ袋 |
| 15日（水曜日） | 南谷地、桑折 |
| 16日（木曜日） | 秋田、上伊場野、蒜袋、多田川 |
| 17日（金曜日） | 高柳、門梨、鉄炮町、川井、上沢 |
| 19日（日曜日） | 三本木地域全地区（給与所得者などで平日の申告が困難な人） |
| 20日（月曜日） | 上沖、下沖、三本木中谷地、上宿、下宿 |

**鹿島台地域**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **会場** | **期日** | **対象行政区** |
| **鹿島台総合支所** | 2月22日（水曜日） | 出町、元鹿島台 |
| 24日（金曜日） | 深谷、御屋敷 |
| 27日（月曜日） | 本地、小迫、鹿島台岩渕 |
| 28日（火曜日） | 竹谷、広長、鹿島台長根 |
| 3月 1日（水曜日） | 鈴掛、姥ケ沢 |
| 2日（木曜日） | 内ノ浦、鹿島台山谷 |
| 3日（金曜日） | 大迫新田、大迫 |
| 5日（日曜日） | 鹿島台地域全地区（給与所得者などで平日の申告が困難な人） |
| 6日（月曜日） | 渕花、上志田 |
| 7日（火曜日） | 下志田、砂子沢 |
| 8日（水曜日） | 鹿島台駅前、福芦団地、福芦住宅 |
| 9日（木曜日） | 三ツ屋、上地、鎌巻 |
| 10日（金曜日） | 山船越、里船越 |
| 13日（月曜日） | 鹿島台大沢、上平渡 |
| 14日（火曜日） | 杉ケ崎、北平渡 |
| 15日（水曜日） | 東平渡 |

**岩出山地域**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **会場** | **期日** | **対象行政区** |
| **岩出山総合支所** | 2月24日（金曜日） | 東昌寺沢、通丁 |
| 27日（月曜日） | 菅生、大学町 |
| 28日（火曜日） | 浦北、下野目八幡、薬師 |
| 3月 1日（水曜日） | 川原町、川北 |
| 2日（木曜日） | 沖、大保 |
| 3日（金曜日） | 上馬館、大坪、池月中央 |
| 5日（日曜日） | 岩出山地域全地区（給与所得者などで平日の申告が困難な人） |
| 6日（月曜日） | 新橋、白鳥、上野目山谷 |
| 7日（火曜日） | 浦南、中里、岩出山北町 |
| 8日（水曜日） | 要害、轟、根岸 |
| 9日（木曜日） | 下馬館、鵙目、天王寺 |
| 10日（金曜日） | 小倉、小坪、東川原町、黄金田 |
| 13日（月曜日） | 一の坪、岩出山南町 |
| 14日（火曜日） | 上宮、宿、馬主 |
| 15日（水曜日） | 小松川、下宮 |

**鳴子温泉地域**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **会場** | **期日** | **対象行政区** |
| **鬼首基幹集落センター** | 2月 8日（水曜日） | 蟹沢、田野、軍沢 |
| 9日（木曜日） | 小向、川東、寒湯 |
| 10日（金曜日） | 原、中川原、岩入西、岩入東 |
| **鳴子総合支所** | 13日（月曜日） | 上鳴子、上野々、湯元、新屋敷 |
| 14日（火曜日） | 車湯、鳴子岩渕、東鳴子 |
| 15日（水曜日） | 中山西、中山東、中野 |
| 16日（木曜日） | 石ノ梅、沢、川渡 |
| 17日（金曜日） | 上川原、鍛冶谷沢、黒崎 |
| 19日（日曜日） | 鳴子温泉地域全地区（給与所得者などで平日の申告が困難な人） |
| 20日（月曜日） | 南野際、上原、小身川原 |
| 21日（火曜日） | 北野際、向山 |

**田尻地域**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **会場** | **期日** | **対象行政区** |
| **沼部公民館** | 2月27日（月曜日） | 田町、仲荒町、横町河岸前、大杉 |
| 28日（火曜日） | 元町、北小松、南小松、中目 |
| 3月 1日（水曜日） | 大嶺、大嶺三、田尻八幡、沼木諏訪峠 |
| 2日（木曜日） | 田尻新町、北牧目、桜田 |
| 3日（金曜日） | 通木、木戸、葉山上北山 |
| 5日（日曜日） | 田尻地域全地区（給与所得者などで平日の申告が困難な人） |
| 6日（月曜日） | 富岡、下高野、田尻谷地中 |
| 7日（火曜日） | 百塚上高野、沼部峯崎、若林 |
| 8日（水曜日） | 貝ノ堀、北小塩、中南小塩 |
| 9日（木曜日） | 百々荒柳、田尻大沢、北小牛田上、北小牛田下 |
| 10日（金曜日） | 北又、上南曲田、宿・鹿飼 |
| 13日（月曜日） | 新田ノ目、田尻長根、小沢 |
| 14日（火曜日） | 舞岳、伸萠、長沢 |
| 15日（水曜日） | 中沢目、北長根 |